

港湾運送料金表

平成 7 年 8 月 4 日 認可

平成 7 年 8 月 12 日 実施

大 阪 港

目 次

港湾荷役料金表 (総トン数1,000トン未満の小型船荷役料金を除く)	1頁
港湾荷役料金表(船内荷役料金) (総トン数1,000トン未満の小型船荷役料金を除く)	6頁
港湾荷役料金表(沿岸荷役料金) (総トン数1,000トン未満の小型船荷役料金を除く)	11頁
港湾荷役料金表 (総トン数1,000トン未満の小型船荷役料金)	18頁
はしけ運送料金表	23頁
いかだ運送料金表	26頁
輸出貨物船積料金表	28頁
検数料金表	32頁
検量料金表	36頁

港 湾 荷 役 料 金 表

(総トン数1,000トン未満の小型船荷役料金を除く)

平成7年8月4日認可

平成7年8月12日実施

港 湾 荷 役 料 金 表

(総トン数1,000トン未満の小型船荷役料金を除く)

I. 適 用 範 囲

この港湾荷役料金は、当該貨物について、接岸本船の船内荷役と沿岸荷役を同一委託者から引受けた場合又は、異なる委託者からであっても当該貨物に係る接岸本船の船内荷役と沿岸荷役が同量となる引受の場合等船内荷役と沿岸荷役の荷役手配が一貫して行える場合に適用します。

II. 料金の種類及び適用方

1. 基 本 料 金

(1トンにつき 単位円)

品 目			金 額			
			接岸本船↔ 上屋・野積場内	接岸本船↔ 上屋・野積場前		
ユ ニ タ イ ズ 貨 物 等	コンテナ	実 入	1,193	1,066		
		空	1,014	905		
	パレタイズ貨物・バンパック・バッグコンテナ・プレスリング		2,305	2,112		
	ノックダウン自動車		1,803	1,653		
	完 成 車 (重量5トン未満かつ容積20トン未満のもの)		2,524	2,298		
完 成 車 (重量5トン以上又は容積20トン以上のもの)		2,524	2,298			
包 装 品	袋 物		3,156	2,883		
	ペ ー ル 物		3,071	2,802		
	カートン ケ ー ス ク レ ー ト	雑貨類・機械類 (1個当り5トン未満のもの)		3,460	3,183	
		機 械 類 (1個当り5トン以上のもの)		2,524	2,298	
		青 果 類		2,594	2,355	
冷凍品・冷蔵品		—	5,006			
有 姿 貨 物	タ イ ヤ		2,378	2,199		
	巻 取 紙 (内地産)		1,908	1,706		
	木 材	岸壁揚のもの	原 木	米国材・南洋材	1,739	1,563
				北洋材	2,361	2,188
			製 材	1,870	1,689	
	非鉄金属類 (半製品・鋳鉄・地金)		2,803	2,520		
	鋼 材	一般鋼材 (口径12インチ未満の鋼管含む)		2,700	2,467	
鋼 管 (口径12インチ以上のもの)・コイル		2,297	2,100			
石 材		2,751	2,556			
撒 貨 物	小麦・肥料原料・鉍礦石(粉)		1,861	1,667		
	鉍礦石(塊)・特殊鉍礦石		2,578	2,347		
	砂 糖		2,493	2,312		

(1) 作業範囲

基本料金が適用される作業範囲は、次のとおりとします。
ただし、関連事業に係る行為は除きます。

① 「接岸本船内 ↔ 上屋・野積場内」の場合

(揚荷) 接岸本船の本船内の貨物を岸壁上に取卸し、上屋・野積場内へ移送、拼付するまでの作業。

(積荷) 上屋・野積場内の貨物を岸壁上に移送し、接岸本船内に積込むまでの作業。

② 「接岸本船内 ↔ 上屋・野積場前」の場合

(揚荷) 接岸本船の本船内の貨物を岸壁上に取卸し、上屋・野積場前又は、貨車・トラック等の車側へ移送する作業。

(積荷) 上屋・野積場前又は、貨車・トラック等の車側にある貨物を岸壁上に移送し、接岸本船内に積込むまでの作業。

(2) 料金表に記載のない貨物等

基本料金表に記載のない貨物については、基本料金表記載の貨物と、荷姿、作業構成員数等が類似している場合は、その料金を適用し、類似した貨物がない場合は、委託者と協議の上、決定した料金を基本料金とします。

2. 割増料金

割増料金は、次のとおりとします。

ただし、割増料金が重複する場合には、基本料金にそれぞれの割増率を乗じて各割増料金を算出し、これらの金額を合算します。

種 別	内 容	割 増 率
半 夜 荷 役	16時30分から21時30分までの間における荷役	基本料金の6割増
土 曜 日 荷 役	土曜日（当該週の月曜日から金曜日までの間に国民の祝日（振替休日を含む）がある場合における土曜日を除く。）における荷役	基本料金の6割増
日曜日・祝祭日荷役	日曜日・祝祭日における荷役	基本料金の10割増

3. 割引料金

割引料金は次のとおりとします。

ただし、割引料金が重複する場合には、基本料金にそれぞれの割引率を乗じて各割引料金を算出し、これらの金額を差し引きます。

(1) 大口数量割引

委託者からの1荷役の引受において、同一の貨物の量が

- ① 1,000トン以上3,000トン未満の場合、当該貨物の全量について基本料金の5%

(2)

- ② 3,000トン以上の場合、当該貨物の全量について基本料金の7%

に相当する金額を、当該貨物全量について当該貨物の基本料金を乗じて得た金額からそれぞれ割引ます。

(2) 長期大量割引

同一委託者からの引受において、次のいずれの項目にも該当する場合は、当該取扱貨物量にそれぞれの基本料金を乗じて得た合計額の5%に相当する額を、当該引受に係る請求額から割引ます。

- ① 3ヶ月以上の長期契約があること
- ② 1ヶ月間に2回以上の反復継続の引受があること
- ③ 1回当たりの荷役量が3,000トンを超えること

4. 待機料金

待機料金は、次のとおりとします。

(1口1時間につき 単位円)

1口の作業構成員数 による区分 昼夜区分	15人以下 (12人)	16人~22人 (19人)	23人~29人 (26人)	30人~36人 (33人)	37人以上 (40人)
昼 間 (8時30分から16時30分まで)	54,530	84,930	115,350	145,780	171,680
半 夜 (16時30分から21時30分まで)	84,830	132,110	179,440	226,770	267,060

本料金は、荷役開始時刻（昼間荷役にあっては8時30分、半夜荷役にあっては16時30分）以降における本船入港待、本船積込貨物の到着待又は、天候或いは、揚貨装置故障等による荷役待機が生じた場合であって、昼間荷役にあっては、8時30分から16時30分までの間、半夜荷役にあっては、16時30分から21時30分までの間に発生した待機時間について、それぞれの待機料金を適用します。

ただし、待機事由が港運事業者の責に帰さないものであるときに限ります。

5. 最低料金

最低料金は、次のとおりとします。

(1口につき 単位円)

1口の作業構成員数 による区分 昼夜区分	15人以下 (12人)	16人~22人 (19人)	23人~29人 (26人)	30人~36人 (33人)	37人以上 (40人)
昼 間 (8時30分から16時30分まで)	432,600	673,780	915,110	1,156,520	1,362,000
半 夜 (16時30分から21時30分まで)	432,600	673,780	915,110	1,156,520	1,362,000

(3)

本料金は、次の各号に該当する場合に適用します。
ただし、これらの場合が港運事業者の責に帰さないものであるときに限り
ます。

(1) 荷役手配の取消の場合

- ① 昼間荷役の手配申し受け最終時刻（前日の15時）以降2時間を経過してからの取消については、昼間荷役の最低料金を適用します。
- ② 半夜荷役の手配申し受け最終時刻（当日の15時）以降の取消については、半夜荷役の最低料金を適用します。

(2) 半端荷役等の場合

荷役開始後における作業中止又は、少量作業或いは待機が伴ったこと等により、昼間荷役及び半夜荷役の区分毎に当該作業に係る請求金額がそれぞれの最低料金額に満たない場合は、該当の最低料金を適用します。

6. 分 担 金 等

区 分	金 額
(1) 港 湾 福 利 分 担 金	各貨物（一律）1トンにつき 8円
(2) 港 湾 労 働 法 関 係 付 加 金	各貨物（一律）1トンにつき 3円
(3) 労 働 安 定 基 金	各貨物（一律）1トンにつき 7円

7. 消費税の加算

- (1) 料金の総額に3%を乗じて計算します。
ただし、免税となる取引には適用しません。
- (2) 上記により計算された金額に1円未満の端数が生じたときは1円単位に四捨五入します。

8. 料金の計算方

料金の計算方は、次によります。
計算トン数は、重量、容積いずれか大なる方とし、重量は1,000キログラム、容積は1.133立方米をもって1トンとみなします。
なお、慣例により重量に一定の係数を乗じて得た数値をもって計算トン数としている場合には、その例によります。
ただし、コンテナは実入・空とも20フィート型は1個当たり32トン、40フィート型は1個当たり48トンをもってそれぞれ計算トン数とします。
また、20フィート型未満のコンテナは、20フィート型を基準とする換算トン数をもって計算トン数とし、35フィート型及び45フィート型等は40フィート型と同じとします。

9. そ の 他

- (1) 本料金を適用する荷役において、「上屋出しコンテナ詰又は、コンテナ出し上屋入れ作業」、「看貫作業」、「仕訳作業」、「はい替作業」及び「上屋保管」が伴う場合のこれら諸作業に係る料金は、当港において適用される港湾荷役料金（沿岸荷役料金）のそれぞれの料金を準用します。
- (2) 特殊貨物（特大型品、変質・発熱・塵埃・悪臭・汚損の甚だしい貨物、海難貨物等）、雨天・雪天時荷役及び特殊荷役（海難船・特殊船の荷役、荒天時荷役、荷印その他仕訳を伴う荷役、見本採取等を伴う荷役、沿岸荷役における長距離移送等）の場合は、基本料金のほかに、委託者と協議の上決定した金額を申し受けます。
- (3) 委託者の要求により、特別の荷役機械、資材等を使用した場合及びフォアマンを増員した場合には、委託者と協議の上、別途実費を申し受けます。
- (4) 本料金表に記載のない事項については、法令に反しない範囲内において当事者間の取極め又は、慣習によります。

港湾荷役料金表（船内荷役料金）

（総トン数1,000トン未満の小型船荷役料金を除く）

平成7年8月4日認可

平成7年8月12日実施

港湾荷役料金表（船内荷役料金）

（総トン数1,000トン未満の小型船荷役料金を除く）

I. 適用範囲

この港湾荷役料金（船内荷役料金）は、船内荷役のみを行う場合に適用します。

II. 料金の種類及び適用方

1. 基本料金

（1トンにつき 単位円）

品		目	金額		
ユニ タイ ズ 貨 物 等	コンテナ	実入	586		
		空	498		
	パレタイズ貨物・パンパック・バッグコンテナ・プレスリング		1,412		
	ノックダウン自動車		1,110		
	完成車（重量5トン未満かつ容積20トン未満のもの）		1,465		
完成車（重量5トン以上又は容積20トン以上のもの）		1,465			
包 装 品	袋物		1,885		
	べール物		1,813		
	カートン ケース クレート	雑貨類・機械類（1個当り5トン未満のもの）		2,185	
		機 械 類（1個当り5トン以上のもの）		1,465	
		青 果 類		1,469	
		冷凍品・冷蔵品		3,713	
有 姿 貨 物	タ イ ヤ		1,561		
	巻 取 紙（内地産）		949		
	木 材	水落しのもの	原 木	639	
		岸壁揚のもの	原 木	米国材・南洋材	902
				北洋材	1,574
			製 材		1,019
	非鉄金属類（半製品・銑鉄・地金）		1,466		
	鋼 材	一般鋼材（口径12インチ未満の鋼管含む）		1,619	
		鋼 管（口径12インチ以上のもの）・コイル		1,378	
	石 材		1,868		
撒 貨 物	小麦・肥料原料・鉍礦石（粉）		938		
	鉍礦石（塊）・特殊鉍礦石		1,496		
	砂 糖		1,674		

(1) 作業範囲

基本料金が適用される作業範囲は、次のとおりとします。
ただし、関連事業に係る行為は除きます。

- ① 揚荷の場合は、本船内の貨物をはしけ内又は岸壁上に取卸し、フックをはずすまでの作業。
- ② 積荷の場合は、はしけ内又は岸壁上の貨物にフックをかけ、本船に積込むまでの作業。

(2) 料金表に記載のない貨物等

基本料金表に記載のない貨物については、基本料金表記載の貨物と、荷姿、作業構成員数等が類似している場合は、その料金を適用し、類似した貨物がない場合は、委託者と協議の上、決定した料金を基本料金とします。

2. 割増料金

割増料金は、次のとおりとします。

ただし、割増料金が重複する場合には、基本料金にそれぞれの割増率を乗じて各割増料金を算出し、これらの金額を合算します。

種 別	内 容	割 増 率
半 夜 荷 役	16時30分から21時30分までの間における荷役	基本料金の6割増
土 曜 日 荷 役	土曜日（当該週の月曜日から金曜日までの間に国民の祝日（振替休日を含む）がある場合における土曜日を除く。）における荷役	基本料金の6割増
日曜日・祝祭日荷役	日曜日・祝祭日における荷役	基本料金の10割増

3. 割引料金

割引料金は次のとおりとします。

ただし、割引料金が重複する場合には、基本料金にそれぞれの割引率を乗じて各割引料金を算出し、これらの金額を差し引きます。

(1) 大口数量割引

委託者からの1荷役の引受において、同一の貨物の量が

- ① 1,000トン以上3,000トン未満の場合、当該貨物の全量について基本料金の5%
 - ② 3,000トン以上の場合、当該貨物の全量について基本料金の7%
- に相当する金額を、当該貨物全量について当該貨物の基本料金を乗じて得た金額からそれぞれ割引ます。

(2) 長期大量割引

同一委託者からの引受において、次のいずれの項目にも該当する場合は、当該取扱貨物量にそれぞれの基本料金を乗じて得た合計額の5%に相当する額を、当該引受に係る請求額から割引ます。

- ① 3ヶ月以上の長期契約があること
- ② 1ヶ月間に2回以上の反復継続の引受があること
- ③ 1回当たりの荷役量が3,000トンを超えること

4. 待機料金

待機料金は、次のとおりとします。

(1口1時間につき 単位円)

昼夜区分	1口の作業構成員数による区分				
	9人以下 (7.5人)	10人~13人 (11.5人)	14人~17人 (15.5人)	18人~21人 (19.5人)	22人以上 (22.5人)
昼 間 (8時30分から16時30分まで)	34,030	52,170	70,300	88,440	102,060
半 夜 (16時30分から21時30分まで)	52,940	81,150	109,360	137,570	158,760

本料金は、荷役開始時刻（昼間荷役にあつては8時30分、半夜荷役にあつては16時30分）以降における本船入港待、本船積込貨物の到着待又は、天候或いは、揚貨装置故障等による荷役待機が生じた場合であつて、昼間荷役にあつては、8時30分から16時30分までの間、半夜荷役にあつては、16時30分から21時30分までの間に発生した待機時間について、それぞれの待機料金を適用します。

ただし、待機事由が港運事業者の責に帰さないものであるときに限ります。

5. 最低料金

最低料金は、次のとおりとします。

(1口につき 単位円)

昼夜区分	1口の作業構成員数による区分				
	9人以下 (7.5人)	10人~13人 (11.5人)	14人~17人 (15.5人)	18人~21人 (19.5人)	22人以上 (22.5人)
昼 間 (8時30分から16時30分まで)	269,970	413,880	557,710	701,620	809,680
半 夜 (16時30分から21時30分まで)	269,970	413,880	557,710	701,620	809,680

本料金は、次の各号に該当する場合に適用します。

ただし、これらの場合が港運事業者の責に帰さないものであるときに限ります。

(1) 荷役手配の取消の場合

- ① 昼間荷役の手配申し受け最終時刻（前日の15時）以降2時間を経過し
てからの取消については、昼間荷役の最低料金を適用します。
- ② 半夜荷役の手配申し受け最終時刻（当日の15時）以降の取消について
は、半夜荷役の最低料金を適用します。

(2) 半端荷役等の場合

荷役開始後における作業中止又は、少量作業或いは待機が伴ったこと等により、昼間荷役及び半夜荷役の区分毎に当該作業に係る請求金額がそれぞれの最低料金額に満たない場合は、該当の最低料金を適用します。

6. 分 担 金 等

区 分	金 額
(1) 港 湾 福 利 分 担 金	各貨物（一律）1トンにつき 4円
(2) 港 湾 労 働 法 関 係 付 加 金	各貨物（一律）1トンにつき 1円50銭
(3) 労 働 安 定 基 金	各貨物（一律）1トンにつき 3円50銭

7. 消費税の加算

- (1) 料金の総額に3%を乗じて計算します。
ただし、免税となる取引には適用しません。
- (2) 上記により計算された金額に1円未満の端数が生じたときは1円単位に四捨五入します。

8. 料金の計算方

料金の計算方は、次によります。
 計算トン数は、重量、容積いずれか大なる方とし、重量は1,000キログラム、容積は1.133立方メートルをもって1トンとみなします。
 なお、慣例により重量に一定の係数を乗じて得た数値をもって計算トン数としている場合には、その例によります。
 ただし、コンテナは実入・空とも20フィート型は1個当たり32トン、40フィート型は1個当たり48トンをもってそれぞれ計算トン数とします。
 また、20フィート型未満のコンテナは、20フィート型を基準とする換算トン数をもって計算トン数とし、35フィート型及び45フィート型等は40フィート型と同じとします。

9. そ の 他

- (1) 特殊貨物（特大品、変質・発熱・塵埃・悪臭・汚損の甚だしい貨物、海難貨物等）、雨天・雪天時荷役及び特殊荷役（海難船・特殊船の荷役、沈木作業、防波堤外荷役、荒天時荷役、荷印その他仕訳を伴う荷役等）の場合は、基本料金のほかに、委託者と協議の上決定した金額を申し受けます。
- (2) 委託者の要求により、特別の荷役機械、資材等を使用した場合及びフォアマンを増員した場合には、委託者と協議の上、別途実費を申し受けます。
- (3) 本料金表に記載のない事項については、法令に反しない範囲内において当事者間の取極め又は、慣習によります。

港湾荷役料金表（沿岸荷役料金）

（総トン数1,000トン未満の小型船荷役料金を除く）

平成7年8月4日認可

平成7年8月12日実施

(1) 作業範囲

基本料金が適用される作業範囲は、次のとおりとします。
ただし、関連事業に係る行為は除きます。

① 「接岸本船船側・はしけ内 ↔ 上屋・野積場内」の場合

(イ) 接岸本船船側 ↔ 上屋・野積場内の場合

(揚荷) 本船船側にある貨物を、上屋・野積場内へ移送、拼付するまでの作業。

(積荷) 上屋・野積場内の貨物を搬出し、本船船側へ移送する作業。

(ロ) はしけ内 ↔ 上屋・野積場内の場合

(揚荷) はしけ内の貨物を陸揚し、上屋・野積場内へ移送、拼付するまでの作業。

(積荷) 上屋・野積場内の貨物を搬出し、はしけ内へ移送し積付けるまでの作業。

② 「接岸本船船側・はしけ内 ↔ 上屋・野積場前」の場合

(イ) 接岸本船船側 ↔ 上屋・野積場前の場合

(揚荷) 本船船側にある貨物を、上屋・野積場前又は、貨車・トラック等の車側へ移送する作業。

(積荷) 上屋・野積場前又は、貨車・トラック等の車側にある貨物を、本船船側へ移送する作業。

(ロ) はしけ内 ↔ 上屋・野積場前の場合

(揚荷) はしけ内の貨物を陸揚し、上屋・野積場前又は、貨車・トラック等の車側へ移送する作業。

(積荷) 上屋・野積場前又は、貨車・トラック等の車側にある貨物を、はしけ内へ移送し積付けるまでの作業。

(2) 料金表に記載のない貨物等

基本料金表に記載のない貨物については、基本料金表記載の貨物と、荷姿、作業構成員数等が類似している場合は、その料金を適用し、類似した貨物がない場合は、委託者と協議の上、決定した料金を基本料金とします。

2. 割増料金

割増料金は、次のとおりとします。

ただし、割増料金が重複する場合には、基本料金にそれぞれの割増率を乗じて各割増料金を算出し、これらの金額を合算します。

種 別	内 容	割 増 率
半 夜 荷 役	16時30分から21時30分までの間における荷役	基本料金の6割増
土 曜 日 荷 役	土曜日（当該週の月曜日から金曜日までの間に国民の祝日（振替休日を含む）がある場合における土曜日を除く。）における荷役	基本料金の6割増
日曜日・祝祭日荷役	日曜日・祝祭日における荷役	基本料金の10割増

3. 割引料金

割引料金は次のとおりとします。

ただし、割引料金が重複する場合には、基本料金にそれぞれの割引率を乗じて各割引料金を算出し、これらの金額を差し引きます。

(1) 大口数量割引

委託者からの1荷役の引受において、同一の貨物の量が

① 1,000トン以上3,000トン未満の場合、当該貨物の全量について基本料金の5%

② 3,000トン以上の場合、当該貨物の全量について基本料金の7%に相当する金額を、当該貨物全量について当該貨物の基本料金を乗じて得た金額からそれぞれ割引ます。

(2) 長期大量割引

同一委託者からの引受において、次のいずれの項目にも該当する場合は、当該取扱貨物量にそれぞれの基本料金を乗じて得た合計額の5%に相当する額を、当該引受に係る請求額から割引ます。

① 3ヶ月以上の長期契約があること

② 1ヶ月間に2回以上の反復継続の引受があること

③ 1回当たりの荷役量が3,000トンを超えること

4. 待機料金

待機料金は、次のとおりとします。

(1口1時間につき 単位円)

1口の作業構成員数 による区分 昼夜区分	4人～6人 (5人)	7人～9人 (8人)	10人～12人 (11人)	13人～15人 (14人)	16人～18人 (17人)	19人～21人 (20人)
昼間 (8時30分から16時30分まで)	20,500	32,760	45,050	57,340	69,620	81,920
半夜 (16時30分から21時30分まで)	31,890	50,960	70,080	89,200	108,300	127,430

本料金は、荷役開始時刻（昼間荷役にあっては8時30分、半夜荷役にあっては16時30分）以降における本船入港待、本船積込貨物の到着待又は、天候或いは、揚貨装置故障等による荷役待機が生じた場合であって、昼間荷役にあっては、8時30分から16時30分までの間、半夜荷役にあっては、16時30分から21時30分までの間に発生した待機時間について、それぞれの待機料金を適用します。

ただし、待機事由が港運事業者の責に帰さないものであるときに限ります。

5. 最低料金

最低料金は、次のとおりとします。

(1口につき 単位円)

1口の作業構成員数 による区分 昼夜区分	4人～6人 (5人)	7人～9人 (8人)	10人～12人 (11人)	13人～15人 (14人)	16人～18人 (17人)	19人～21人 (20人)
昼間 (8時30分から16時30分まで)	162,630	259,900	357,400	454,900	552,320	649,900
半夜 (16時30分から21時30分まで)	162,630	259,900	357,400	454,900	552,320	649,900

本料金は、次の各号に該当する場合に適用します。

ただし、これらの場合が港運事業者の責に帰さないものであるときに限ります。

(1) 荷役手配の取消の場合

- ① 昼間荷役の手配申し受け最終時刻（前日の15時）以降2時間を経過してからの取消については、昼間荷役の最低料金を適用します。
- ② 半夜荷役の手配申し受け最終時刻（当日の15時）以降の取消については、半夜荷役の最低料金を適用します。

(2) 半端荷役等の場合

荷役開始後における作業中止又は、少量作業或いは待機が伴ったこと等により、昼間荷役及び半夜荷役の区分毎に当該作業に係る請求金額がそれぞれの最低料金額に満たない場合は、該当の最低料金を適用します。

6. 上屋出しコンテナ詰又は、コンテナ出し上屋入れ作業料金

本料金は、次の作業を行った場合に適用します。

- (1) 上屋内（コンテナフレートステーションを含む）の貨物をその上屋内又は、戸前でコンテナに詰めるまでの作業。
- (2) コンテナ内の貨物を取り出し、上屋内（コンテナフレートステーションを含む）に拼付するまでの作業。

(1トンにつき 単位円)

袋物・ボール物及びこれらに類似した作業能率のもの	2,473
雑貨類・機械類（1個当り5トン未満のもの）及びこれらに類似した作業能率のもの	2,217
ユニタイズ貨物、ノックダウン自動車及び完成車、機械類（1個当り5トン以上のもの）及びこれらに類似した作業能率のもの	1,986

7. 看貫作業料金

本料金は、貨物の看貫作業を行った場合に適用し、当該貨物の上屋内基本料金の3割とします。

ただし、計量器使用及び検量立会人の費用については、本料金とは別に実費を申し受けます。

8. 仕訳作業料金

本料金は、貨物の仕訳作業を行った場合に適用し、当該貨物の上屋内基本料金の3割とします。

9. はい替作業料金

本料金は、貨物のはい替作業を行った場合に適用し、当該貨物の上屋内基本料金の8割とします。

10. 上屋保管料金

- (1) 本料金は、船舶又は、はしけ積卸貨物を上屋その他の荷捌場において、一時保管する場合に適用します。
- (2) 本料金表に記載のない貨物については類似した保管内容（坪当りの収容トン数）の料金を適用します。
- (3) 本料金の計算は、貨物搬入の日から貨物搬出の日までとします。

(1日1トンにつき 単位円)

貨物分類	区分	私設上屋の場合	公共上屋の場合
コンテナ(野積場)		13	9
繊維原料類		57	43
青果		57	43
窯製品		68	57
その他の貨物		100	81

- (注) 1. 公共上屋の場合の上屋使用料は、条例に基づく金額を別途申し受けます。
 2. コンテナについては、野積場置き料金をとします。
 3. 定温保管を要する貨物については、本料金の8割増、また、くん蒸を要する貨物については、本料金の2割増とします。

11. 分担金等

区分	金額
(1) 港湾福利分担金	各貨物(一律)1トンにつき 4円
(2) 港湾労働法関係付加金	各貨物(一律)1トンにつき 1円50銭
(3) 労働安定基金	各貨物(一律)1トンにつき 3円50銭

12. 消費税の加算

- (1) 料金の総額に3%を乗じて計算します。
 ただし、免税となる取引には適用しません。
- (2) 上記により計算された金額に1円未満の端数が生じたときは1円単位に四捨五入します。

13. 料金の計算方

料金の計算方は、次によります。

計算トン数は、重量、容積いずれか大なる方とし、重量は1,000キログラム、容積は1.133立方メートルをもって1トンとみなします。

なお、慣例により重量に一定の係数を乗じて得た数値をもって計算トン数としている場合には、その例によります。

ただし、コンテナは実入・空とも20フィート型は1個当たり32トン、40フィート型は1個当たり48トンをもってそれぞれ計算トン数とします。

また、20フィート型未満のコンテナは、20フィート型を基準とする換算トン数をもって計算トン数とし、35フィート型及び45フィート型等は40フィート型と同じとします。

9. その他

- (1) 特殊貨物(特大品、変質・発熱・塵埃・悪臭・汚損の甚だしい貨物、海難貨物等)、雨天・雪天時荷役及び特殊荷役(長距離移送、荒天時荷役、見本採取等を伴う荷役等)の場合は、基本料金のほかに、委託者と協議の上決定した金額を申し受けます。
- (2) 委託者の要求により、特別の荷役機械、資材等を使用した場合には、委託者と協議の上、別途実費を申し受けます。
- (3) 本料金表に記載のない事項については、法令に反しない範囲内において当事者間の取極め又は、慣習によります。

港 湾 荷 役 料 金 表

(総トン数 1,000 トン未満の小型船荷役料金)

平成 7 年 8 月 4 日 認 可

平成 7 年 8 月 12 日 実 施

港湾荷役料金表(総トン数1,000トン未満の小型船荷役料金)

I. 適用範囲

この港湾荷役料金(総トン数1,000トン未満の小型船荷役料金)は、

- (1) 総トン数1,000トン未満500トン以上の小型船の本船内 ↔ 上屋・野積場内
又は、戸前迄の荷役
- (2) 総トン数500トン未満の小型船の本船内 ↔ 上屋・野積場内又は、戸前迄
の荷役に適用します。

ただし、(1)及び(2)に該当する小型船荷役で船内荷役のみ又は、沿岸荷役のみ
の場合は、当港において適用される港湾荷役料金(船内荷役料金)又は、港湾
荷役料金(沿岸荷役料金)を適用します。

II. 料金の種類及び適用方

1. 基本料金

- (1) 総トン数1,000トン未満500トン以上の小型船内 ↔ 上屋・野積場内又は、
上屋・野積場前

(1トンにつき 単位円)

品 目				金 額		
				本船内 ↔ 上屋・野積場内	本船内 ↔ 上屋・野積場前	
ユニ タ イ ズ 貨 物 等	コンテナ	実入		785	728	
		空		666	618	
	パレタイズ貨物・バンパック・バッグコンテナ・プレスリング			1,891	1,754	
	ノックダウン自動車			1,481	1,374	
	完成車(重量5トン未満かつ容積20トン未満のもの)			2,058	1,895	
完成車(重量5トン以上又は容積20トン以上のもの)			2,058	1,895		
包 装 品	袋物			2,582	2,386	
	ペール物			2,510	2,316	
	カートン ケース クレート	雑貨類・機械類(1個当り5トン未満のもの)			2,851	2,652
		機械類(1個当り5トン以上のもの)			2,058	1,895
		青果類			2,109	1,937
冷凍品・冷蔵品			—	4,218		
有 姿 貨 物	タイヤ			1,968	1,840	
	巻取紙(内地産)			1,259	1,169	
	木材	岸壁揚のもの	原木	米国材・南洋材	1,400	1,274
				北洋材	1,959	1,834
			製材		1,513	1,384
非鉄金属類(半製品・銑鉄・地金)			2,258	2,056		
鋼 物	鋼材	一般鋼材(口径12インチ未満の鋼管含む)		1,898	1,795	
		鋼管(口径12インチ以上のもの)・コイル		1,614	1,526	
	石材			2,290	2,150	
撒 貨 物	小麦・肥料原料・鉍礦石(粉)			1,494	1,356	
	鉍礦石(塊)・特殊鉍礦石			2,103	1,937	
	砂糖			2,070	1,941	

(2) 総トン数500トン未満の小型船内 ↔ 上屋・野積場内又は、上屋・野積場前

(1トンにつき 単位円)

品 目			金 額			
			本船内 ↔ 上屋・野積場内	本船内 ↔ 上屋・野積場前		
ユニ タ イ ズ 貨 物 等	コンテナ	実入	781	625		
		空	663	530		
	パレタイズ貨物・バンパック・バッグコンテナ・プレスリング		1,182	945		
	ノックダウン自動車		918	735		
	完成車(重量5トン未満かつ容積20トン未満のもの)		1,388	1,110		
包 装 品	袋物		1,674	1,339		
	ペール物		1,655	1,323		
	カートン ケース クレート	雑貨類・機械類(1個当り5トン未満のもの)		1,698	1,359	
		機 械 類(1個当り5トン以上のもの)		1,388	1,110	
		青 果 類		1,470	1,177	
冷凍品・冷蔵品		—	1,812			
有 姿 貨 物	タ イ ヤ		1,097	878		
	巻 取 紙(内地産)		1,234	987		
	木 材	岸壁揚のもの	原木	米国材・南洋材	1,082	866
				北洋材	1,061	849
				製 材	1,105	884
	非鉄金属類(半製品・鋳鉄・地金)		1,729	1,383		
	鋼 材	一般鋼材(口径12インチ未満の鋼管含む)		1,425	1,140	
鋼 管(口径12インチ以上のもの)・コイル		1,212	970			
石 材		1,197	958			
撒 貨 物	小麦・肥料原料・鉱石(粉)		1,190	952		
	鉱石(塊)・特殊鉱石		1,420	1,136		
	砂 糖		1,106	885		

(1) 作業範囲

基本料金が適用される作業範囲は、次のとおりとします。
ただし、関連事業に係る行為は除きます。

① 「本船内 ↔ 上屋・野積場内」の場合

(揚荷) 本船内の貨物を岸壁上に取卸し、上屋・野積場内へ移送、拼付するまでの作業。

(積荷) 上屋・野積場内の貨物を岸壁上に移送し、本船内に積込むまでの作業。

② 「本船内 ↔ 上屋・野積場前」の場合

(揚荷) 本船内の貨物を岸壁上に取卸し、上屋・野積場前又は、貨車・トラック等の車側へ移送する作業。

(積荷) 上屋・野積場前又は、貨車・トラック等の車側にある貨物を岸壁上に移送し、本船内に積込むまでの作業。

(2) 料金表に記載のない貨物等

基本料金表に記載のない貨物については、基本料金表記載の貨物と、荷姿、作業構成員数等が類似している場合は、その料金を適用し、類似した貨物がない場合は、委託者と協議の上、決定した料金を基本料金とします。

2. 割 増 料 金

割増料金は、次のとおりとします。

ただし、割増料金が重複する場合には、基本料金にそれぞれの割増率を乗じて各割増料金を算出し、これらの金額を合算します。

種 別	内 容	割 増 率
半 夜 荷 役	16時30分から21時30分までの間における荷役	基本料金の6割増
土 曜 日 荷 役	土曜日(当該週の月曜日から金曜日までの間に国民の祝日(振替休日を含む)がある場合における土曜日を除く。)における荷役	基本料金の6割増
日曜日・祝祭日荷役	日曜日・祝祭日における荷役	基本料金の10割増

3. 割 引 料 金

大口数量割引料金は、次のとおりとします。

委託者からの1荷役の引受において、同一貨物の量が1,000トン以上の場合は、当該貨物全量について当該貨物の基本料金を乗じて得た金額から5%を割引ます。

4. 分担金等

- (1) 総トン数1,000トン未満500トン以上の小型船内 ↔ 上屋・野積場内又は、上屋・野積場前

区 分	金 額
(1) 港湾福利分担金	各貨物(一律)1トンにつき 8円
(2) 港湾労働法関係付加金	各貨物(一律)1トンにつき 3円
(3) 労働安定基金	各貨物(一律)1トンにつき 7円

- (2) 総トン数500トン未満の小型船内 ↔ 上屋・野積場内又は、上屋・野積場前

区 分	金 額
(1) 港湾福利分担金	各貨物(一律)1トンにつき 4円
(2) 港湾労働法関係付加金	各貨物(一律)1トンにつき 1円50銭
(3) 労働安定基金	各貨物(一律)1トンにつき 3円50銭

5. 消費税の加算

- (1) 料金の総額に3%を乗じて計算します。
ただし、免税となる取引には適用しません。
- (2) 上記により計算された金額に1円未満の端数が生じたときは1円単位に四捨五入します。

6. 料金の計算方

料金の計算方は、次によります。

計算トン数は、重量、容積いずれか大なる方とし、重量は1,000キログラム、容積は1.133立方メートルをもって1トンとみなします。

なお、慣例により重量に一定の係数を乗じて得た数値をもって計算トン数としている場合には、その例によります。

ただし、コンテナは実入・空とも20フィート型は1個当たり32トン、40フィート型は1個当たり48トンをもってそれぞれ計算トン数とします。

また、20フィート型未満のコンテナは、20フィート型を基準とする換算トン数をもって計算トン数とし、35フィート型及び45フィート型等は40フィート型と同じとします。

7. その他

- (1) 本料金を適用する荷役において、「上屋出しコンテナ詰又は、コンテナ出し上屋入れ作業」、「看貫作業」、「仕訳作業」、「はい替作業」及び「上屋保管」が伴う場合のこれら諸作業に係る料金は、当港において適用される港湾荷役料金(沿岸荷役料金)のそれぞれの料金を準用します。
- (2) 特殊貨物(特大品、変質・発熱・塵埃・悪臭・汚損の甚だしい貨物、海難貨物等)、雨天・雪天時荷役及び特殊荷役(海難船・特殊船の荷役、荒天時荷役、荷印その他仕訳を伴う荷役、見本採取等を伴う荷役、沿岸荷役における長距離移送等)の場合は、基本料金のほかに、委託者と協議の上決定した金額を申し受けます。
- (3) 委託者の要求により、特別の荷役機械、資材等を使用した場合には、委託者と協議の上、別途実費を申し受けます。
- (4) 本料金表に記載のない事項については、法令に反しない範囲内において当事者間の取極め又は、慣習によります。

港湾運送別掲料金表

平成7年8月12日実施

大 阪 港

目 次

船内荷役別掲料金表	1頁
沿岸荷役別掲料金表	5頁
輸出貨物船積料金早見表	6頁
検数別掲料金表	16頁
{ 類似品目表	19頁
{ 係数適用表	21頁
陸揚貨物検量別掲料金表	24頁

船内荷役別掲料金表

船内荷役別掲料金表

平成 7 年 8 月 12 日 実施

品名	単位	係数	料金
...
...

品名	単位	係数	料金
...
...

船内荷役別掲料金

1. ハッチー蓋・ビーム開閉作業手伝料金 (1 碇泊、1 船艙につき)

区 分	昼 間 (08:30~16:30)	半 夜 (16:30~21:30)
2,000 G/T未満	5,950円	8,370円
2,000 ~ 4,000G/T未満	8,960円	12,540円
4,000 ~ 6,000G/T未満	14,940円	20,950円
6,000 G/T以上の一般貨物船	29,940円	41,950円
外航散貨物船	35,960円	50,330円
スチールハッチ装備船(自動開閉式に限る)の中蓋開閉作業を行なった場合	5,950円	8,370円

備 考：

- (イ) 碇泊中船長の命令、天候、その他の事由で中間時に当該作業を行なった場合、実作業時間に対し、港湾荷役料金表(船内・沿岸一貫料金、又は船内荷役料金) II-4 項の待機料金相当額を申し受けます。
- (ロ) 特殊船艙(ディプタンク、冷蔵庫等)の当該作業は、実作業時間に対し、港湾荷役料金表(船内・沿岸一貫料金、又は船内荷役料金) II-4 項の待機料金相当額を申し受けます。

2. スタンバイギアー手伝い料金 (1 碇泊、1 船艙、1 セットにつき)

区 分	昼 間(08:30~16:30)	半 夜(16:30~21:30)
デリックの上下及びトリミング	39,800円	59,500円
ト リ ミ ン グ	23,670円	35,210円

但し、本船乗組員により本作業が行なわれた場合は、その所要時間に対し、港湾荷役料金表(船内・沿岸一貫料金、又は船内荷役料金) II-4 項の待機料金相当額を申し受けます。

3. スーパーバイザー及びエキストラ・レーバーの料金 (1 人につき)

区 分	昼間(08:30~16:30)	半夜(16:30~21:30)	夜間(16:30~04:00)
スーパーバイザー	37,670円	37,670円	80,640円
エキストラ・レーバー	32,010円	32,010円	68,520円

備考：

手配取消の場合は荷役開始1時間前までは本料金の6割、それ以後の取消又は解除の場合は10割を申し受けます。

4. 夜間の最低料金（1口につき）

昼夜区分	作業構成員数による区分				
	9人以下 (7.5人)	10人～13人 (11.5人)	14人～17人 (15.5人)	18人～21人 (19.5人)	22人～23人 (22.5人)
夜間 (16:30～04:00)	525,260円	805,320円	1,085,380円	1,365,440円	1,575,630円

本料金には、港湾荷役料金表(船内荷役料金)II-5項を準用します。

5. 荷繰作業料金及び本船直移し作業料金

(イ) 荷繰作業料金

作業形態	料金内容
同一船艙内における作業の場合	船内荷役料金
他船艙への作業の場合	船内荷役料金+船内荷役料金
はしけ使用による作業の場合	船内荷役料金+はしけ運送料金+船内荷役料金
岸壁利用による作業の場合	船内荷役料金+沿岸荷役料金+船内荷役料金

(ロ) 本船直移し作業料金

作業形態	区分	料金内容
甲本船から乙本船への直移し作業	両船共500総トン以上の船舶である場合	船内荷役料金+船内荷役料金
	何れか一方が500総トン未満の船舶である場合	船内荷役料金+(船内荷役料金×0.5)

6. 割増料金

- (イ) 深夜(21:30～04:00)に船内荷役を行った場合は基本料金の13割増とします。
- (ロ) 港湾荷役料金表(船内、沿岸一貫料金及び船内荷役料金)II-2項の割増料金並びに、別掲料金についても、日曜日、祝日、及び祭日の割増(10割)、土曜日(当該週の月曜日から金曜日までの間に国民の祝日<振替休日を含む>がある場合を除く。)の割増(6割)を申し受けます。

(ハ) 品目割増及び作業割増

種別	内容	割増率		
品目割増	(重量品・容大品)			
	5トン以上15トン未満のもの	基本料金の5割増以内		
	15トン以上50トン未満のもの	基本料金の10割増以内		
	50トン以上のもの	基本料金の15割増以内		
	(長尺物)			
	12メートル以上16メートル未満のもの	基本料金の5割増以内		
増	16メートル以上20メートル未満のもの	基本料金の10割増以内		
	20メートル以上のもの	基本料金の15割増以内		
	特殊貨物	(註)	基本料金の10割増以内	
	海難貨物	海難貨物で作業困難なもの	基本料金の20割増以内	
	作業割増	荒天等荷役	荒天時における荷役及び強行荷役	基本料金の5割増以内
		海難船荷役	海難船に係る強行荷役	基本料金の10割増以内
防波堤外荷役		防波堤外における荷役	基本料金の3.5割増以内	
注文荷役		荷印その他仕訳を伴う荷役	基本料金の5割増以内	
特殊船荷役		客船・魚撈船等特殊船に係る荷役	基本料金の5割増以内	
増		筏取沈木作業	水落としの際、水面下に沈没しやすい木材に係る作業	基本料金の5割増以内

(註) 特殊貨物とは、変質、発熱をする貨物、塵埃、悪臭の甚だしい貨物、破損しやすい貨物、身体・衣服を汚染・損傷するおそれのある貨物等であって、作業困難(特に荷役能率が著しく悪い貨物を含む)なものを云います。

7. フォークリフト使用料金

昼間	1台1時間	4,910円
夜間	1台1時間	6,930円

- (イ) 最低料金は4時間分を申し受けます。
- (ロ) 3.5トン以上のフォークリフトを使用した場合は実費を申し受けます。

沿岸荷役別掲料金

1. 上屋山側入出料金

上屋、野積場山側入れ又は、出し料金の作業範囲は次の通りとします。

車側 ←→ 上屋、野積場内

(入) 車側にある貨物の上屋、野積場内までの移送及び拼付するまでの作業。

(出) 貨物の上屋、野積場内からの搬出及び車側までの移送作業。

なお、作業範囲は50メートルとします。

一般貨物	上屋内料金の8割
撒貨物	上屋内料金の3割

ただし、撒貨物であっても上屋内に蔵置することが原則である貨物及び屑鉄類撒は一般貨物の料金を適用します。

2. トラック積卸手伝料金

上屋内料金の4割以内とします。

本料金は、港湾荷役料金表（沿岸荷役料金）の作業範囲Ⅰ-(1)-②項及び別掲料金1に先行又は、後続して行われる車積、車卸作業に適用します。

(備考) 別掲1. 2の料金に対しては港湾荷役料金表（沿岸荷役料金）のⅡの料金の種類及び適用方の規定を準用します。

3. エキストラ・レーバール料金

(1人につき)

昼間 (08:30 ~ 16:30)	半夜 (16:30 ~ 21:30)	夜間 (16:30 ~ 04:00)
32,010円	32,010円	68,520円

4. 委託者の都合によりトラッククレーン等の手配を取消し、又は待機させた場合は、別途実費を申し受けます。

5. 割増料金

港湾荷役料金表（沿岸荷役料金）Ⅱ-2項の諸料金並びに別掲料金についても、日曜日・祝祭日割増（10割）、土曜日（当該週の月曜日から金曜日までの間に国民の祝日〈振替休日を含む〉がある場合を除く。）の割増（6割）を申し受けます。